

石川県公報

令和6年5月7日

第13704号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

| | |
|---------------------------------------|---|
| ○災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関 (危機対策課) | 1 |
| ○歳入の徴収事務の委託 (国際交流課) | 1 |
| ○歳入の徴収事務の委託 (経営支援課) | 1 |
| ○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (水産課) | 2 |

公告

| | |
|----------------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札公告 (管財課) | 2 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) | 8 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) | 9 |
| ○基本測量実施公告 (監理課) | 10 |
| ○基本測量終了公告 (同) | 10 |
| ○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) | 11 |
| ○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 11 |

| | |
|------------------------------|----|
| ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 11 |
| ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 11 |
| ○入札公告 (警察本部) | 11 |

選挙管理委員会

| | |
|---|----|
| ○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 | 14 |
| ○政治団体の解散の届出の公表 | 15 |
| ○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表 | 16 |
| ○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表 | 16 |
| ○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の指定の報告 | 16 |
| ○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の指定の取消しの報告 | 17 |
| ○石川県選挙管理委員会告示第24号の公布公告 | 18 |

告示

石川県告示第170号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定する。
令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

一般社団法人石川県建設業協会

石川県告示第171号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

| 委託事項 | 委託先 | | 委託期間 |
|------------------------|--------------|-----------------|---------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 石川県国際交流センターに係る使用料の徴収事務 | 金沢市本町1丁目5番3号 | 公益財団法人石川県国際交流協会 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |

石川県告示第172号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定

により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

| 委 託 事 項 | 委 託 先 | | 委 託 期 間 |
|-----------------------------|------------------|--------------------|---------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 石川県立山中漆器産業技術センターに係る手数料の徴収事務 | 加賀市山中温泉塚谷町イ270番地 | 公益財団法人山中漆器産業技術センター | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |

石川県告示第173号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

門前

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

- ア 除雪トラック 7トン級 6台
イ ロータリ除雪車 2.6メートル級 2台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

- ア 令和7年3月31日
イ 令和7年3月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

本入札は、入札等を石川県物品調達電子入札システム（下記ホームページアドレス。以下「電子入札システム」という。）により行う。

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1700100>

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和6年石川県告示第124号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)イに掲げる場所において随時申請を受け付けてい

る。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和6年5月31日（金）午後5時までに電子入札システムにより提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札を行う者は、下記入札書の受付期限内に4(1)イに掲げる場所まで提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、受付期限内必着とする。）。

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出等

(1) 入札説明書の交付方法及び問合せ先

ア 交付方法

石川県物品調達入札情報システム（下記ホームページアドレス）の入札予定画面よりダウンロードすること。
<http://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1700100>

イ 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札書の受付期限及び方法

電子入札システムにより、令和6年6月17日（月）午前11時までに入札書を提出すること。

(3) 開札の日時

ア 令和6年6月17日（月）午後1時30分

イ 令和6年6月17日（月）午後2時00分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して5日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日当たるときは、その日数を加算した期間）に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この物品の調達契約の締結については、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会がこの物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石

川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

① 6 Snow Removing Trucks (Operating Weight;7t class)

② 2 Rotary snow plow (Plow length;2.6meters class)

(2) Delivery period

① By 31 March 2025

② By 31 March 2025

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 17 June 2024

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ア 除雪ドーザ 14トン級 2台

イ 除雪グレーダ 3.7メートル級 1台

ウ 凍結防止剤散布車 4トン級 2台

エ 小型除雪機 0.7メートル級 5台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 令和6年11月28日

イ 令和6年11月28日

ウ 令和7年3月31日

エ 令和6年10月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

本入札は、入札等を石川県物品調達電子入札システム（下記ホームページアドレス。以下「電子入札システム」という。）により行う。

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1700100>

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和6年石川県告示第124号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)イに掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和6年5月31日(金)午後5時までに電子入札システムにより提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札を行う者は、下記入札書の受付期限内に4(1)イに掲げる場所まで提出すること(郵送の場合は、書留郵便とし、受付期限内必着とする。)

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出等

(1) 入札説明書の交付方法及び問合せ先

ア 交付方法

石川県物品調達入札情報システム(下記ホームページアドレス)の入札予定画面よりダウンロードすること。

<http://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1700100>

イ 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札書の受付期限及び方法

電子入札システムにより、令和6年6月17日(月)午前11時までに入札書を提出すること。

(3) 開札の日時

ア 令和6年6月17日(月)午後2時30分

イ 令和6年6月17日(月)午後3時00分

ウ 令和6年6月17日(月)午後3時30分

エ 令和6年6月17日(月)午後4時00分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

③ 2 Wheel loaders for snow plow (Operating Weight;14t class)

④ 1 Snow Removing Motor Grader (Blade Length;3.7meters class)

⑤ 2 Material Spreaders (Operating Weight;4t class)

⑥ 5 Small snow blower (0.7 meter class)

(2) Delivery period

① By 28 November 2024

③ By 28 November 2024

④ By 31 March 2025

⑤ By 31 October 2024

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 17 June 2024

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

スクールバス（小型バス） 4台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年1月24日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

本入札は、入札等を石川県物品調達電子入札システム（下記ホームページアドレス。以下「電子入札システム」という。）により行う。

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1700100>

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和6年石川県告示第124号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)イに掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和6年5月31日（金）午後5時までに電子入札システムにより提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札を行う者は、下記入札書の受付期限内に4(1)イに掲げる場所まで提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、受付期限内必着とする。）。

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出等

(1) 入札説明書の交付方法及び問合せ先

ア 交付方法

石川県物品調達入札情報システム（下記ホームページアドレス）の入札予定画面よりダウンロードすること。
<http://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanN0=1700100>

イ 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札書の受付期限及び方法

電子入札システムにより、令和6年6月17日（月）午前11時までに入札書を提出すること。

(3) 開札の日時

令和6年6月17日（月）午後4時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

4 School bus (small)

(2) Delivery period

By 24 January 2025

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 17 June 2024

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新小松

小松市清六町232～406番、三田町5番の一部、5番1外 地先、6～22番、23番の一部、72～88番、89番1、89番2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 小松市沖周辺土地区画整理事業施工地区内

(仮換地) 20街区1～8、10～156

(保留地) 180、181、小松市三田町5番1ほか37筆

(変更後) 小松市清六町232～406番、三田町5番の一部、5番1外 地先、6～22番、23番の一部、72～88番、89番1、89番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

ほか1者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役社長 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか71者

(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役社長 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか62者

- 3 変更の年月日
令和6年4月22日
- 4 変更する理由
 - (1) 建物設置者を追加したため。
 - (2) 小売業者に変更が生じたため。
 - (3) 小売業者の一部入れ替え、代表者の変更、所在地の変更があったため。
- 5 届出年月日
令和6年4月22日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
令和6年5月7日から同年9月7日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年9月7日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール新小松
小松市清六町232～406番、三田町5番の一部、5番1外 地先、6～22番、23番の一部、72～88番、89番1、89番2
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による
収容台数 3,065台
(変更後) 位置 縦覧による
収容台数 3,065台
 - (2) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 位置 縦覧による
面積 543平方メートル
(変更後) 位置 縦覧による
面積 615平方メートル
 - (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 位置 縦覧による
面積 246立方メートル
(変更後) 位置 縦覧による

面積 262立方メートル

- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 6時から午前1時まで
 (変更後) 6時から午前1時まで
 一部10時から20時まで
- (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) 11箇所
 (変更後) 15箇所
- (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 24時間
 一部6時から22時まで
 (変更後) 24時間
 一部6時から22時まで
- 3 変更する年月日
 令和6年5月13日等
- 4 変更する理由
 テナントを誘致するため
- 5 届出年月日
 令和6年4月22日
- 6 届出等の縦覧場所
 石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
 令和6年5月7日から同年9月7日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
 令和6年9月7日
 金沢市鞍月1丁目1番地
 石川県商工労働部経営支援課

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 基本測量 (ジオイド測量) | 令和6年5月20日から 令和7年3月31日まで | 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、 鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町 |

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|--------------------|---------------------------|------|
| 基本測量 (国土広域情報修正) | 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで | 県内全域 |

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|--------------------------|----------------------------------|
| 小松都市計画交通広場 1号栗津駅西交通広場 | 石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課 |
| 小松都市計画地区計画（安宅新地区） | 石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部特定プロジェクト推進室 |

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|------------------|--------------------------|
| 白山都市計画地区計画（番匠地区） | 石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課 |
| 白山都市計画地区計画（長島地区） | 石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課 |

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|------------|--------------------------|
| 白山都市計画用途地域 | 石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課 |

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|----------------------------|------------------------------|
| 小松都市計画道路 8・7・5号栗津駅自由通路線 | 石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課 |

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年5月7日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

安全運転管理者等講習業務委託

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項の規定に基づき、令和6年5月15日（水）までに石川県公安委員会から認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和6年5月15日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項の規定に基づき、令和6年5月15日（水）までに石川県公安委員会から認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和6年5月16日（木）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和6年5月17日（金）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和6年5月17日（金）午後1時30分 石川県警察本部庁舎3階 302会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名及び数量
音声応答転送装置機器賃貸借 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
令和6年9月1日から令和13年8月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定め

られる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和6年5月15日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和6年5月16日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110 (内線2213)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和6年5月17日(金) 正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年5月17日(金) 午後1時40分 石川県警察本部庁舎3階 302会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月7日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------|--------|------|---|---|-------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|-------|----------------|--------------------|------------------|-----------|
| 自由民主党石川県輪島市第一支部 | 宮下 正博 | 主たる事務所 の所在地 | 輪島市河井町23部 22番25 | 輪島市門前町走出 3-92 | 令和6年3月22日 |
|-----------------|-------|----------------|--------------------|------------------|-----------|

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------------------|--------|----------------|-------------------|-------------------|------------|
| 石地宜一笠間地区後援会 | 藤川 正美 | 会計責任者 | 法山 茂之 | 土屋 充 | 令和5年5月20日 |
| 石川県行政書士政治連盟 | 向井 隆郎 | 会計責任者 | 小山内 俊平 | 濱田 隆弘 | 令和5年5月26日 |
| 幸福実現党金沢北後援会 | 出島 啓嗣 | 会計責任者 | 定保 亨 | 植村 大生 | 令和5年12月24日 |
| 明日のかほく市を考える会 | 板井 寛一 | 会計責任者 | 小泉 万喜男 | 富沢 進 | 令和5年12月31日 |
| 金子たけし後援会 | 岩佐 寛 | 会計責任者 | 金子 誠吾 | 富沢 進 | 令和5年12月31日 |
| 油野和一郎後援会 | 小山 良一 | 会計責任者 | 小泉 万喜男 | 富沢 進 | 令和5年12月31日 |
| おかだ直樹後援会連合会 | 米沢 寛 | 会計責任者 | 中島 忠 | 竹村 由夫 | 令和6年3月6日 |
| 七尾鹿島羽咋民主教育政治連盟 | 山添 和良 | 政治団体の名称 | 七尾鹿島羽咋民主教育政治連盟 | 七尾鹿島民主教育政治連盟 | 令和6年3月6日 |
| | | 代表者 | 山添 和良 | 古田 秀雄 | 令和6年3月6日 |
| | | 会計責任者 | 宿谷 巖 | 国分 秀二 | 令和6年3月6日 |
| 憲法を生かす新しい県政をつくる石川県民の会 | 木村 吉伸 | 代表者 | 木村 吉伸 | 清水 巍 | 令和6年3月9日 |
| | | 会計責任者 | 杉本 満 | 亀田 良典 | 令和6年3月9日 |
| 木下ひろゆき後援会 | 川村 竜市 | 代表者 | 川村 竜市 | 北地 良成 | 令和6年3月14日 |
| 東野ひでと後援会 | 東野 秀人 | 会計責任者 | 若島 久志 | 橋本 勝英 | 令和6年3月25日 |
| 泉谷ますひろ連合後援会 | 泉谷 満寿裕 | 主たる事務所 の所在地 | 珠洲市飯田町42部 10番地 | 珠洲市飯田町15部 11番地 | 令和6年3月26日 |
| | | 会計責任者 | 菊谷 正好 | 中板 秀一郎 | 令和5年12月28日 |

石川県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月7日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|-------|
|---------|--------|-------|

| | | |
|-------------------|--------|------------|
| 谷本正憲石川県不動産政治連盟後援会 | 新木 久雄 | 令和5年4月25日 |
| 山田しゅうじ金沢市校下後援会連合会 | 宮口 優 | 令和5年5月16日 |
| 中西利雄後援会 | 土田 征一郎 | 令和5年11月30日 |
| 濱野隆三後援会 | 濱野 隆三 | 令和5年12月1日 |
| 一心会 | 杉林 憲治 | 令和5年12月31日 |
| 杉林けんじ不動島町後援会 | 前山 高栄 | 令和5年12月31日 |
| 永井みきこ後援会 | 永井 正継 | 令和6年3月1日 |
| 金沢女性市長大作戦 | 永井 三岐子 | 令和6年3月1日 |
| 小泉まさる後援会 | 石田 忠夫 | 令和6年3月10日 |
| 美翔会 | 坂 澄子 | 令和6年3月10日 |
| わざわざ吉治郎後援会 | 和澤 吉治郎 | 令和6年3月14日 |
| 新しい能登町をつくる会 | 鳥井 俊介 | 令和6年3月15日 |
| 二木おさむ後援会 | 二木 攻 | 令和6年3月29日 |

石川県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月7日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

| 届出事項の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|----------------|-------------|-----------|---------------|---------------|-----------|
| 泉谷 満寿裕 | 泉谷ますひろ連合後援会 | 主たる事務所所在地 | 珠洲市飯田町42部10番地 | 珠洲市飯田町15部11番地 | 令和6年3月26日 |

石川県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和6年5月7日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(法第19条第3項第2号による届出)

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|------------|-----------------|
| 杉林 憲治 | 一心会 | 令和5年12月31日 |
| 和澤 吉治郎 | わざわざ吉治郎後援会 | 令和6年3月14日 |

石川県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年5月7日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

| 市町名 | 施設名 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----|------------------|---------------|----------|
| 白山市 | 白山市立松任コミュニティセンター | 白山市西新町170番地1 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立石川コミュニティセンター | 白山市源兵島町332番地1 | 令和6年4月1日 |

| | | | |
|-----|---|-----------------|----------|
| 白山市 | 白山市立柏野コミュニティセンター | 白山市下柏野町488番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立笠間コミュニティセンター | 白山市笠間町623番地1 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立宮保コミュニティセンター | 白山市宮保町740番地1 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立一木コミュニティセンター | 白山市村井町441番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立出城コミュニティセンター | 白山市成町406番地2 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立御手洗コミュニティセンター | 白山市相川町1566番地1 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立旭コミュニティセンター | 白山市旭丘二丁目32番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立中奥コミュニティセンター | 白山市中奥町144番地1 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立林中コミュニティセンター | 白山市乙丸町461番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立郷コミュニティセンター | 白山市田中町230番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立山島コミュニティセンター | 白山市安吉町120番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立千代野コミュニティセンター | 白山市千代野西八丁目30番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立加賀野コミュニティセンター | 白山市西柏一丁目37番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立美川コミュニティセンター | 白山市美川浜町ヨ103番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立蝶屋コミュニティセンター | 白山市井関町113番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立湊コミュニティセンター | 白山市湊町ヨ70番地1 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立一ノ宮コミュニティセンター | 白山市白山町カ88番地10 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立鶴来コミュニティセンター | 白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立蔵山コミュニティセンター | 白山市日御子町ホ60番地1 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立林コミュニティセンター | 白山市道法寺町ヘ24番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立館畑コミュニティセンター | 白山市日向町イ19番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立河内コミュニティセンター | 白山市河内町福岡77番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立吉野谷コミュニティセンター | 白山市佐良ニ136番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立鳥越コミュニティセンター | 白山市別宮町ロ170番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立尾口コミュニティセンター | 白山市瀬戸午10番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市立白峰コミュニティセンター | 白山市白峰ハ157番1地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市松任文化会館 301研修室、302研修室、303研修室及び 401研修室 | 白山市古城町2番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市松任学習センター コンサートホール及びライブシアター | 白山市古城町305番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 白山市美川文化会館 軽運動室及び講義室 | 白山市美川中町イ16番地6 | 令和6年4月1日 |

石川県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年5月7日

石川県選挙管理委員会

| 市町名 | 施設名 | 所在地 | 指定取消年月日 |
|-----|-----------------------------------|-------------|----------|
| 白山市 | 林中農村研修センター 多目的ホール、第1会議室及び第2会議室 | 白山市乙丸町461番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 山島農村研修センター 研修室、第1会議室及び第2会議室 | 白山市安吉町120番地 | 令和6年4月1日 |

| | | | |
|-----|--------------------------------------|---------------|----------|
| 白山市 | 加賀野会館 教養娯楽室及び健康指導室 | 白山市西柏一丁目37番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 東部農村研修センター 大研修室 | 白山市八ツ矢町175番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 北相木住宅集会所 | 白山市相木町604番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 徳光農村婦人の家 研修室、会議室、共同学習室及び健康管理室 | 白山市徳光町75番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 宮永農村婦人の家 第1研修室、第2研修室及び健康管理室 | 白山市宮永町151番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | 北陽地区倉部集落センター 2階研修室及び会議室 | 白山市倉部町215番地 | 令和6年4月1日 |
| 白山市 | レッツホールつるぎ 多目的ホールⅠ、多目的ホールⅡ及び多目的研修室 | 白山市鶴来下東町カ26番地 | 令和6年4月1日 |

石川県選挙管理委員会告示第24号の布告

石川県選挙管理委員会組織運営規程（昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号）第21条の規定によりその例によることとされる石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年5月7日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第116条において準用する第91条第2項の規定に基づき、次の者に対して令和6年4月25日石川県知事馳浩解職請求代表者証明書を交付した。

令和6年4月25日

石川県選挙管理委員会委員長 坂井美紀夫

| 住 所 | 氏 名 |
|--------|-------|
| 石川県金沢市 | 東 外喜夫 |